

## 令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第3回）議事録

■日時 令和3年6月24日（木）午前10時～午後0時15分

■場所 WEBによるオンライン会議

■出席委員

柳会長、宮越第二部会長、池邊委員、池本委員、日下委員、小林委員、袖野委員、  
廣江委員、水本委員、宗方委員、保高委員、渡邊委員

■議事内容

### 1 環境影響評価書案に係る総括審議

北清掃工場建替事業

⇒ 大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤・水循環共通及び景観に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。

### 2 環境影響評価書案に係る質疑及び審議

ア 妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業【1回目】

⇒ 大気汚染、騒音・振動、景観、廃棄物及び温室効果ガスの全5項目について、質疑及び審議を行った。

イ （仮称）新砂総合資源循環センター建設事業【1回目】

⇒ 大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、景観、廃棄物及び温室効果ガスの全9項目について、質疑及び審議を行った。

令和3年度「東京都環境影響評価審議会」

第二部会（第3回）

速 記 録

令和3年6月24日（木）

Webによるオンライン会議

(午前 10 時 00 分開会)

○下間アセスメント担当課長 委員の皆様、こんにちは。時間になりましたので審議会を開催させていただきます。皆様におかれましては、お忙しい中御出席いただき、ありがとうございます。

開催に先立ちまして御報告がございます。5月27日の第3回総会におきまして宮越委員の第二部会長への推薦がございました。後日、宮越委員から部会長就任を快諾頂き、同時に宗方委員の第二部会長代理への御指名を頂きました。宗方委員におかれましても快諾を頂いております。宮越委員、宗方委員、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の委員の出席状況について事務局から御報告申し上げます。現在、委員12名の御出席を頂いており、定足数を満たしております。

これより、令和3年度第3回第二部会の開催をお願いいたします。

また、本日は傍聴の申出がございます。

部会長、よろしくお願いいたします。

○宮越部会長 宮越です。今期、部会長を務めさせていただきます。柳会長、委員の皆様、事務局の皆様、どうかよろしくお願いいたします。

また、宗方委員におかれましては、部会長代理をお引き受けいただきありがとうございます。どうかよろしくお願いいたします。

○宗方部会長代理 よろしくお願いいたします。

○宮越部会長 では、本日の会議に入ります前に、傍聴を希望する方がおられます。なお、本会議の傍聴は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人の方を入室させてください。

(傍聴人入室)

○宮越部会長 傍聴の皆様は、傍聴案件が終了しましたら退出されても結構です。

ただいまから第二部会を開催いたします。

それでは、本日の会議は、次第にありますように、「北清掃工場建替事業」環境影響評価書案に係る総括審議、「妙見島混合所新規破砕処理施設設置事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議【1回目】、「(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議【1回目】、その他の事項になります。

○宮越部会長 それでは、次第1の「北清掃工場建替事業」環境影響評価書案に係る総括審議を行います。事務局から資料の説明をお願いいたします。

○下間アセスメント担当課長 それでは、事務局から資料の説明をいたします。まず、資料については下間から説明させていただきます。

資料1-1を御覧ください。資料1-1は、過去3回の部会における審議の内容を整理したものととなります。委員からの指摘、質問事項等を環境影響評価項目ごとに、「大気汚染」「騒音・振動」「土壌汚染」「地盤・水循環」「電波障害」「景観」「史跡・文化財」「自然との触れ合い活動の場」「廃棄物・大気汚染」「廃棄物」「温室効果ガス」等の順序で取りまとめており、合計11件、環境影響評価項目以外の「その他」が1件となりました。

前回で追加となった事項は、取扱い欄に5月12日と記載しています。前回で追加となった項目は、4ページ「大気汚染」番号3、4。7ページ、8ページ「土壌汚染」番号3。13ページ「廃棄物・大気汚染」番号3。16ページ「温室効果ガス」番号10、11。17ページ「その他」番号2となります。

4ページ「大気汚染」番号3、7ページ、8ページ「土壌汚染」番号3については、事業者から回答の補足説明がありましたので御報告いたします。

まず、「大気汚染」番号3に関しては、御指摘のとおり、予測条件の排気ガス中の水銀濃度は基準値の上限値であり、この濃度で常に排出することではない。当組合が管理・運営している清掃工場において排気ガス中の水銀濃度が基準値を超過した事例はあるが、その場合は焼却炉を立ち下げて清掃を実施し、適切に対応している。なお、現在稼働している北清掃工場では基準値の超過はないという回答がありました。

もう1つ、「土壌汚染」番号3に関しては、解体工事に先立ち、掘削工事による影響を確認するため、地下水質の調査地点について関係機関と協議し検討していくとの回答を頂いております。

また、前回で総括審議事項に取り上げるとしたものについては、右の欄の「取扱い」に「総括審議事項へ」と記載をしております。これに関しては、4ページ「大気汚染」番号4。8ページ「土壌汚染」番号3。9ページ「地盤・水循環」番号2。10ページ「景観」番号1。15ページ「温室効果ガス」番号7、8、9、以上5つが総括審議事項となっております。5つの総括審議事項について説明いたします。

1つ目の「大気汚染」番号4についてですが、計画地は学校や住宅に近接しており、解体工事中の粉じんについて、その影響が心配されることから、その対応について質疑が行われ

ました。事業者からは、解体工事なので発生していた苦情なども参考にしながら防止できる対策を行う旨の回答がありました。

2つ目の8ページ「土壌汚染」番号3についてですが、計画地内にある汚染土壌封込め槽は二十数年前のものであり、コンクリート等の劣化等が懸念されるという指摘もあるため、長期的な影響もしくは今回の工事の影響等を見るという意味では、工事期間中に封込め槽の周辺等の地下水モニタリングに関して質疑が繰り返し行われ、最終的に事業者からは、検討するとの回答がありました。

3つ目の9ページ「地盤・水循環」番号2についてですが、宅地に近接する軟弱地盤の掘削を伴うため、地下水に影響を及ぼす工種の施行中及び施行後の一定期間において地下水位及び地盤変異のモニタリングに関して質疑が行われ、事業者からは、適切に対応するとの回答がありました。

4つ目の10ページ「景観」番号1についてですが、既存の建築物は北区景観百選に選定されるなど、地域の代表的な景観資源であることから、今後の計画における建築物のデザインに関して質疑が行われ、事業者からは、デザインについては今後、業者等が決まって詳細に設計していく中で変更していく予定なので、北区の景観等に配慮して、地域から親しまれるような形のデザインにするということで検討していきたいとの回答がありました。

最後、5つ目の15ページ「温室効果ガス」の番号7、8、9についてですが、新しい技術や情報を収集し、技術の発展に伴って排出量を削減するような技術を導入するといったような文言を入れることを検討することについて質疑が行われ、事業者から、評価書において記載内容を検討するとの説明があり、さらにCCS・CCUS付の廃棄物処理施設の実証についても質疑があり、事業者からは、ごみ発電の発電効率の向上に努めるとともに、CCS・CCUS等最新技術の動向についても注視し、温室効果ガスの排出量削減に努めていくとの回答がありました。

続いて、18ページの資料1-2を御覧ください。5月20日に行われました「都民の意見を聴く会」における公述意見の概要について説明します。

公述人は5名でした。資料1-2の中身、意見について評価項目でまとめますと、「大気汚染」「騒音・振動」「土壌汚染」「地盤・水循環」「温室効果ガス」「その他」について意見がありました。意見について概略を説明させていただきます。

「大気汚染」については、粉じんの対策として全覆いテントをせめて地上部解体期のみでも設置することを要望。全覆いテント施設ができないのであれば、その次善策として、粉じ

ん防止機材の使用や、粉じん除去装置の設置を希望。また、敷地内の撒水については、粉じん抑制剤を加えた水でお願いしたいとの要望です。

「騒音・振動」については、既存地下躯体の解体について相当の期間中大きな振動が続くことが受忍限度を超えているものと思われるため、周辺住民への振動影響を低減することを要望。

工事情報の公開について、周辺住民がいつでも確認できるよう、ホームページを開設して開示し、測定値や設置カメラによる工事状況を常時リアルタイムで確認できるようにすることを要望。

騒音・振動のレベルの上限値を地元住民との合意に基づき設定することを要望。

騒音・振動を監視できるよう場所等を勘案して複数個所に騒音計と振動計の設置を要求。

騒音・振動を出さない解体工法の採用としてワイヤーソーや静的破碎工法を採用できるようにして、騒音・振動をできるだけ抑えていくことを要望。

隣接している住民や小学校の生徒に健康的、精神的被害があれば、工事停止を求めていくとの発言でした。

「土壌汚染」については、全ての汚染土壌撤去を要望。

W-1の井戸は常にpHがアルカリ性を示しているが、なぜアルカリ性なのか、原因解明を要望。

汚染土壌の存在を示す掲示板は撤去され、当初あった空気抜きパイプも見つからず、毎年検査するはずの2か所の井戸も、いつの間にか1か所しか測定されていないとの指摘がございました。

「地盤・水循環」については、この地は荒川に近く、とても地盤が悪い。工場の地下を工事するに当たり、地下水に影響を及ぼし、周辺の住宅に地盤沈下が発生することが予測されるとの指摘がございました。

「温室効果ガス」については、未来の地球を守るためにも、これからはプラスチックゴミの削減、CO<sub>2</sub>削減にも取り組むときではないかとの意見がございました。

「その他」については、この地域は荒川決壊により4.7m浸水する。首都直下地震も迫っている。防災拠点としての機能を工場に備えてほしいとの要望。

1968年8月7日、「東京都北清掃工場設置に関する協定書（第1次協定書）」、1970年5月に第2次協定書が交わされたとの陳述。また、協定に基づく協議や決定などを行うために「東京都北清掃工場運営委員会」を設けるものとしたとの陳述がございました。

以上でございます。

○宮越部会長 ありがとうございます。

それでは、まず資料 1-1、前回の質疑応答について御意見、御修正がございましたらお願いいたします。委員の皆様、いかがでしょうか。

○廣江委員 今回から参加させていただきます、小林理学研究所の廣江と申します。「騒音・振動」を担当します。よろしくお願いいたします。

今、下間課長から御紹介がありました「都民の意見を聴く会」の内容を見まして、あと、このアセスの評価書をざっと見たときに、騒音・振動が長期にわたって続くということを非常に懸念しておりました。お住いの方々からも、これだけ多数の意見が寄せられていることを鑑みますと、前回の部会では上げられていませんでしたが、審議事項として「騒音・振動」を上げたいと考えます。よろしくお願いいたします。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、廣江委員、今回からよろしくお願いいたします。今御説明頂きました内容については、この後、審議結果として事務局から総括審議事項について資料を説明頂くことになっておりますので、その際にもう一度お願いいたします。

前回の質疑応答、資料 1-1 について御意見、御修正など委員の皆様からございませんでしょうか。

では、特に意見がないようですので、次に資料 1-2「都民の意見を聴く会」の資料について御意見や質問などがありましたらお願いいたします。ただいま、廣江委員から、「都民の意見を聴く会」の意見について言及頂きましたが、ほかにございますでしょうか。

○池本委員 「都民の意見を聴く会」には私は参加もさせていただいて質問もさせていただきました。そのとき感じたことなども含めて少しコメントさせていただけたらと思います。

「都民の意見を聴く会」では、公述人の方から御説明を頂き、お聞きになって分かると思うのですが、具体的な対策であるとか工法であるとか、そのような御提案が多かったのかなと記憶しています。感じたところとしては、施設に対してはウエルカムではないけれども、地域の一員として一緒に考えていくような姿勢が多くの方から感じられました。

いろいろな対策の中で、個人的には、対策を講じて何か影響が出てしまっはよくないので、性能のほうでしっかりと規定して発注していくのがいいのかなと感じますが、その辺は発注者の考え方でありますので、しっかりとやっていっていただきたいと思っています。

それで、このような大規模事業に関しては、私もよく説明会などにも参加させていただい

ていますが、不安と不満のどちらかとか、または両方とか、そういったようなことで結構意見が寄せられることが多いのかなと感じています。今回は、どちらかというところ、これまでも建替えも行ってきて運転してきている施設ですので、不安というよりは不満の要素のほうが大きいのかなというふうに感じました。その要因としては、説明不足のようなところも感じましたし、もう少し意思疎通を求める形で事業者のほうから丁寧な対応をしていくことが必要なのかなと感じました。ただ、これは「都民の意見を聴く会」のみでしか分からない部分ですので、そのあたり、事業者さんのほうでしっかりやられているかもしれませんが、そのように感じたという意見も踏まえて、しっかりと対応していただきたいと思いますと感じたものです。

以上です。

○宮越部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見や御質問等はございますでしょうか。――では、ほかに特に御発言がないようですので、総括審議に移りたいと思います。よろしいでしょうか。

では、事務局から資料の説明をお願いします。

○下間アセスメント担当課長 それでは、事務局から下間が説明させていただきます。資料1-3を御覧ください。資料1-3については環境影響評価書案について、第1として部会での審議経過、第2として審議の結果を記載しています。環境影響評価書案の審議結果のまとめに当たって、先ほどの総括審議事項を踏まえて環境影響評価項目の担当委員から意見があり、指摘する事項としております。

なお、先ほど廣江委員から御発言がございましたが、「騒音・振動」についてですが、前回の審議において総括審議事項の候補には上げられていなかったのですが、担当する委員から意見があり、指摘する事項に取り上げています。これは、計画地には近接して住宅がありますが、解体工事に伴う騒音・振動や工事車両に係る道路交通騒音について懸念があり、今回、新たに指摘する事項に上げました。

それでは、資料1-3の22ページ、23ページ、及び24ページの審議経過について御覧ください。資料1-3「北清掃工場建替事業」に係る環境影響評価書案について」ということでございます。

## 第1 審議経過

本審議会では、令和2年10月30日に「北清掃工場建替事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、

都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過については付表のとおりである。

## 第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

次ということで、先ほどから審議事項に上げた項目について説明させていただきます。

### 【大気汚染】

計画地周辺には学校や住宅が近接していることから、工事施行中の粉じんの飛散防止について、環境保全の措置を徹底すること。また、粉じんの飛散防止対策並びにダイオキシン類を含むばいじん等の事前除去方法について、周辺住民への説明を十分に行うこと。

### 【騒音・振動】

工事の施行中における騒音・振動については、計画地に近接して住宅があり、特に解体工事に伴う振動への影響が懸念されることから、適切な騒音・振動対策等について、周辺住民への十分な周知・説明を行うとともに、更なる環境保全のための措置を検討すること。

### 【騒音・振動】

計画地周辺の道路交通騒音は、現状においても全ての地点で環境基準を超えていることから、工事用車両やごみ収集車両等の走行に当たっては、環境保全のための措置を徹底し、道路交通騒音の低減に努めること。

### 【土壌汚染】

土壌汚染対策法第4条及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第116条の施行前より管理してきた汚染土壌封込め槽については、計画地内の地下水流動の状況を踏まえた上で、封込め槽の影響を把握できる地点において、現在においても機能が維持

されていることを確認するための十分な調査を実施するとともに、工事の完了後においても地下水のモニタリングを定期的に行うなど機能が維持されるよう適切に管理すること。

#### 【地盤、水環境共通】

住宅地に近接する軟弱地盤の掘削を伴うため、地下水に影響を及ぼす工種の施工中及び施工後の一定期間において、地下水位及び地盤変位のモニタリングを適切に実施し、地盤沈下の未然防止を図ること。また、モニタリング等、環境保全のための措置の実施に際しては、過去の建替工事時に得られた知見を活用すること。

#### 【景観】

既存建築物は、「北区景観百選」に選定されるなど、地域の代表的な景観資源であることに鑑み、計画建築物のデザイン検討の際には、関係地域の景観に関する法令や計画等を踏まえるとともに、地域関係者と十分な協議・調整を重ねた上で、評価の指標との整合性を図ること。

説明は以上です。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、審議結果について項目を担当されている委員から補足することがあればお願いいたします。この資料の順番で進めさせていただきたいと思います。

では、項目の「大気汚染」について御担当の日下委員、いかがでしょうか。

○日下委員

補足というわけではないのですが、都民意見や北区長及び都民の意見を聴く会において、やはり粉じんの飛散防止について強い懸念がありますので、こちらの答申案でよいと思います。

○宮越部会長 ありがとうございました。

では次に、項目の2つ目「騒音・振動」について廣江委員、お願いいたします。先ほど項目に追加する点は御説明頂きましたが、内容について補足説明があればぜひお願いします。

○廣江委員 先ほど池本委員から詳しい御説明を聞いて、一層そう思うのですが、「騒音・振動」の十分な周知、説明を行うことが、ほかの項目もそうですが、非常に大事だと思っておりますので、ぜひここを事業者の方に御理解いただきたいということで、この案文で特に私の

ほうからこうしてほしいというのはありませんが、ぜひこの点を強調していただきたいと思っています。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では次に「土壌汚染」について、御担当の保高委員、お願いします。

○保高委員 先日、前回、前々回のお話を酌み取っていただきまして、適した地点に井戸を設置いただけるということをお伝えしておりますので、適切な地点の選定を含めて今後のモニタリング等をしっかりやっていただければと思いますので、この内容で問題ないかと思えます。また、都民の意見等から幾つかコメントがあるような内容が出まして、預かりになっている理由とか、そういったことも含めて土壌汚染のモニタリング情報等を適切に公開していくということが今後重要ではないかなと思いました。最後のは感想です。

以上です。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では次に、「地盤・水循環」について、これは私が担当させていただきましたが、事務局からも御説明を頂きましたが、本地点が住宅地に近接することや、軟弱地盤を含め 30m 程度の掘削が予定されていること。また地下水に対して何らかの対策が必要であることが想定されることを勘案して、このような内容で付けるのが妥当と考えました。特に地盤沈下の未然防止においては、各種の地盤や地下水位のモニタリングが重要になるわけですが、その際には、この事業が建替えであることをぜひ活用していただいて、前回の知見に基づいて適切に実施していただきたいということで、最後の、過去の建替工事時に得られた知見を活用するという点を上げさせていただきました。

では次に、項目の 5 つ目「景観」について、御担当の宗方委員、お願いします。

○宗方委員 「景観」に関しては、北清掃工場が清掃工場としての都市に均質の機能をもたらすだけではなくて、景観百選に選ばれるという地域からも、非常に肯定的に受け止められている、重要な資源であることを鑑み、新しい計画建物においても、これまで市民から寄せられた親しみなどをまた維持できるデザインを計画していただければと思います。

以上です。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、総括審議事項となりました「温室効果ガス」について、今回指摘する事項にはなりませんでしたが、御担当の渡邊委員からコメントがあればお願いします。

○渡邊委員 今、宮越部会長から御説明がありましたように、「温室効果ガス」についてはか

なり、審議の経過の中で取り上げられてきたと思うのですが、最終的に審議結果の中には盛り込まれなかったということで、事業者にはまず 2050 年にゼロを目指すとの戦略に積極的に協力をしていく必要があるということは認識していただきたいと考えております。

ネットゼロですとか脱炭素社会の構築というのは、国や都が掲げた目標ではありますけれども、これは国や都だけで、行政だけで実現できるものではなくて、多様な主体の協働が不可欠となりますし、また、本施設の稼働期間は 2050 年にも及ぶ長期にわたることから、積極的に協力していく必要があることはぜひ認識していただきたいと思っております。

また、2 点目として、審議の過程で排出削減についての方策については、柳会長からも CCUS に言及される等、様々な技術的な可能性あるいは削減対策の可能性について意見が述べられていたと思うのですが、今回、現段階で評価書に具体的な排出削減策や技術を盛り込むことは困難であることは十分理解できます。しかし、本施設が 2050 年も含めて長期にわたって運用されることを考えますと、また、廃棄物処理場が東京都の大排出源の 1 つであることに鑑みますと、事業者は最新技術の動向に注視して、後付けでも積極的に利用可能な技術を活用することを評価書に盛り込んでいただきたいと考えております。

最後に、本評価書に盛り込む内容ではありませんが、都におかれましても、今後建設される廃棄物処理施設における燃焼に伴う温室効果ガスの削減について、国や他自治体、事業者、そして一般生活者と連携しながら、今後の廃棄物処理場の建設において適切な排出削減策や技術が盛り込まれるように、早急にその仕様を固めていただきたいと考えております。

以上です。

○宮越部会長 ありがとうございます。

事務局、今の渡邊委員の御指摘、コメントについていかがでしょうか。

○下間アセスメント担当課長 事務局あるいは都として今後のことについて助言ということで一旦受け止めさせていただきます。よろしく申し上げます。

○渡邊委員 先ほど述べた 2 番目なのですが、最新技術の動向を注視した後付けで積極的に活用することを評価書に盛り込んでいただきたいという点については、どのように扱っていただけますでしょうか。

○下間アセスメント担当課長 事務局から、当然、コメントについても事業者にしっかりとお伝えさせていただきます。

○渡邊委員 分かりました。よろしく申し上げます。

○宮越部会長 では、ただいまの説明につきまして委員の皆様から御発言がございましたら

お願いします。発言される際は最初にお名前をお願いいたします。

○宗方委員 「大気汚染」のところの最後、「周辺住民への説明を十分に行うこと」とあり、「騒音・振動」のところは「十分な周知・説明」と、表現が違うのはどういう意味だろうと気になっておりました、何か手順的な別のことがあるのだったら、このままでいいのですけれども、念のためコメントさせていただきました。

○宮越部会長 事務局、いかがでしょうか。

○下間アセスメント担当課長 御指摘ありがとうございます。「騒音・振動」については、様々な意見がございましたので、より十分な周知・説明を行うという意味で、少し詳細に書いたのですが、「大気汚染」についても同様の懸念が生じますので、この辺についてはまた後ほど検討させていただいて御相談させていただいて、決定したいと思います。よろしくをお願いします。

○宗方委員 ありがとうございます。

○宮越部会長 御担当の日下委員と相談して進めるということによろしいですか。

○日下委員 はい。

○下間アセスメント担当課長 こちらもよろしくお願いします。

○宮越部会長 分かりました。ありがとうございます。

池本委員、お願いします。

○池本委員 池本です。内容について何か修正を要求するものではないのですが、コメントなのですが、東京都の環境影響評価の場合、事後調査をしっかりやってモニタリングしていきますので、そういったことで結構意見が出されていますので、事後調査の結果をしっかり見られるように適切なタイミングで、その結果などをまた審議会のほうに上げていただけると、審議会も関わっていけるのかなというふうに感じましたので、そのあたり、できる限りでお願いしたいというのが1点です。

もう1点は、周知・説明の話がありましたが、地域の方もできないことをやれというようなことをおっしゃっているようには感じなかったので、どうしても事業判断としてできないようなものもあるのかもしれないのですが、工法とか内容を争点にするのではなくて、出口のところの性能とか要件とか、そういったところを担保できるような次善策とか、そのようなどころまで話ができるような関係性が保てるといいのかなと感じたのが個人的な感想です。

以上です。

○宮越部会長 ありがとうございます。

ただいまの池本委員の御指摘について、特に前半の事後調査について事務局いかがでしょうか。

○下間アセスメント担当課長 池本委員の御指摘のとおりでございますので、今後、この工事が始まるに当たり、あるいは評価書、事後調査報告書については十分に事業者との話の中で、適時、御報告を頂くこと、あるいはどういう状況なのかということをご報告させていただいて、また適時、審議会に受理報告のような形で上げて、皆さんの意見を募りたいと思います。

○宮越部会長 池本委員、よろしいでしょうか。

○池本委員 はい、よろしく申し上げます。

○宮越部会長 ほかに御意見や御発言はございますでしょうか。——では、特に御意見はないようですので、総括審議はこれで終了させていただきたいと思っております。

ただいまの御説明の内容、一部修正がありますが、それらを行った上で次回の総会に報告させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○宮越部会長 では続きまして、次第2の「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。

まず、審議の進め方ですが、環境評価の項目数などから、審議は今回を含めて3回とする予定です。今回と次回の2回で審議を行い、次回の2回目に審議結果を取りまとめて、3回目は総括審議となります。また、事業者の参加は今回と次回の2回となります。本日の1回目では、委員の皆様には確認したい点や疑問点などについて質疑を行い、十分に議論をしていただきたいと思いますと考えております。御協力のほど、どうかよろしく申し上げます。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 事務局の宮田です。私から説明させていただきます。

資料2を御覧ください。「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」環境影響評価書案に対する都民等の意見書及び事業段階関係区長等の意見。

「1 意見書等の件数」については、都民等からの意見は5件、関係区長等からの意見は、江戸川区長、市川市長、浦安市長の3件、合計8件でした。

「2 都民等からの主な意見」です。環境全般と評価項目に関して「大気汚染」「騒音・振動」「廃棄物」について意見がありました。

「大気汚染」については、粉じんの影響を懸念し、対策を求める意見等がありました。

「騒音・振動」については、夜間に搬入するトラックに起因する騒音・振動の影響を懸念

し、対策を求める意見等でした。

続きまして、関係区市長等からの意見です。

江戸川区長からは、全体的な意見と、評価項目に関しては「大気汚染」「騒音・振動」について意見がありました。「大気汚染」についてですが、主なものとして②番、工事施工中の工事車両の走行や既存施設を含め、稼働に伴って発生する粉じんについて、周辺の環境悪化を懸念し、対策を求める意見等がございました。

続いて、「騒音・振動」についてですが、工事の完了後の夜間に搬入する車両に伴う騒音・振動に係る環境影響を懸念し、対策を求める意見等がございました。

次に、市川市長からは、全体的な意見がございました。

続いて、次のページになります。浦安市長から、評価項目に関して「大気汚染」「悪臭」「騒音・振動」について意見がございました。

「大気汚染」について、既存施設において風向き等の状況により粉じん等が発生していることから、その対策を求める意見等がございました。

続いて、「騒音・振動」についてですが、こちらも既存施設において夜間の振動・騒音に関して市民から相談等が寄せられていることから配慮を求める意見等がございました。

詳細はこちらの資料のとおりなのですが、都民及び事業段階区長等からの意見については、事業者から見解が示されております。見解については、本事業の見解書という冊子のほうに取りまとめておりますので、詳しくはそちらのほうを御覧頂きたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上となります。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、委員の皆様、ただいま御説明頂いた資料2について御質問等がございましたらお願いいたします。なお、事業の内容や評価書案に関する質問については、この後、事業者の方に説明を行っていただきますので、その後をお願いいたします。

御質問はございませんでしょうか。——特に御発言がないようですので、次に、事業者の方から各選定項目の予測・評価について御説明をお願いします。

○事業者 それでは説明させていただきます。

事業の概要をまず簡単に説明した後、選定した環境影響評価項目の予測評価した結論について説明させていただきます。

初めに事業の概要になります。本編の1ページになります。表3-1 対象事業内容の概略を

御覧ください。計画地は東京都江戸川区東葛西三丁目 17 番 37 号に位置しております。

計画地面積は、既存敷地と新敷地を含め 2 万 5,100 m<sup>2</sup>。

工事着工年度は令和 3 年度、工事完了年度は令和 4 年度を予定しております。

処理能力は、1 日 8 時間稼働した場合に 2,400t となります。

主な建築物等として、破砕処理施設が鉄骨造、高さ 16.5m となります。再生製品ヤード、改良土ヤードは屋根付きの建屋とする計画となっております。

10 ページをお願いします。こちらが対象事業の位置図になります。計画地は図の中央、千葉県浦安市との境界、旧江戸川に挟まれた妙見島の南側に位置し、斜線で囲まれた範囲となります。

少し飛びますが、33 ページになります。計画地へのアクセスは、図に示しましたとおり、東京都及び千葉県方面ともに東京浦安線の浦安橋からアクセスする形になります。

続いて、44 ページになります。環境影響評価項目になります。対象事業の事業計画から環境に及ぼすおそれのある環境影響要因を抽出し、地域の概況から把握した環境の特性との関係も検討することで、「大気汚染」「騒音・振動」「景観」「廃棄物」「温室効果ガス」の 5 項目を選定しました。影響の内容によりまして、工事の施行中、工事の完了後について予測・評価を行っております。

2 ページに戻ります。ここから「環境に及ぼす影響の評価の結論」に沿って各項目を説明させていただきます。

まずは「大気汚染」からになります。工事の施行中は建設機械の稼働に伴う大気質、工事用車両の走行に伴う大気質、工事の完了後は施設の稼働に伴う粉じん、搬出入車両の走行に伴う大気質について予測しております。

まずは、工事中の建設機械の稼働に伴う大気質です。予測結果は、二酸化窒素の年間 98% 値が 0.049ppm、浮遊粒子状物質の 2%除外値が 0.048 mg/m<sup>3</sup> となっており、いずれも評価の指標とした環境基準を満足しております。

次に、工事の施行中の工事用車両の走行に伴う大気質です。工事中も既存施設は稼働するため、工事用車両だけでなく搬出入車両も含めた予測を行っております。工事用車両及び搬出入車両の主な走行ルートである東京浦安線の江戸川区側、浦安市側の 2 地点の予測結果は、二酸化窒素の年間 98% 値が 0.041ppm、浮遊粒子状物質の 2%除外値が 0.047 mg/m<sup>3</sup> となっており、いずれも評価の指標とした環境基準を満足しております。

続いて、工事の完了後、施設の稼働に伴う大気質の粉じんです。新たに整備する破砕処理

施設は高さ 16.5m の建築物内に格納します。また、廃材を搬送するベルトコンベアは防じん・防音カバーで囲うことで、破碎及び運搬の過程における粉じんの飛散を防止いたします。

また、計画地の周囲には高さ約 10m の遮音壁を設置し、ヤードでの積み下ろしなどに発生する粉塵の飛散を防止するほか、廃材及び建設発生土を投入するホッパーにシャワーノズルを取り付け、粉じんの発生を防止いたします。さらに、タイヤ洗い場の設置、場内散水等を適宜行うことにより、粉じんの飛散を防止する計画であることから、評価の指標とした「一般粉じん発生施設の構造等に関する基準」及び「事業者の実行可能な範囲で回避又は低減されている」ことを満足すると考えております。

最後に、搬出入車両の走行に伴う大気質です。予測結果は、二酸化窒素の日平均値の年間 98%値が 0.041ppm、浮遊粒子状物質の 2%除外値は 0.047 mg/m<sup>3</sup> となっており、いずれも評価の指標とした環境基準を満足しております。

続いて、「騒音・振動」です。工事の施行中は、建設機械の稼働に伴う騒音・振動、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の振動、工事の完了後は施設の稼働に伴う騒音・振動、低周波、搬出入車両の走行に伴う道路交通騒音・振動について予測しております。

建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果は、最大値出現地点において建設工事時は 77 dB、解体工事時は 75 dBであり、評価の指標とした環境基準を下回っております。

建設機械の稼働に伴う振動についても、最大値出現地点において、建設工事時は 60 dB、解体工事時は 67 dBであり、評価の指標とした基準を下回っております。

続いて、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の予測結果です。「大気汚染」同様、搬出入車両台数も含めて予測しております。工事用車両及び搬出入車両の主な走行ルートである東京浦安線の江戸川区側、浦安市側の 2 地点で、昼間 20～69 dBであり、評価の指標とした環境基準を下回っております。

また、工事用車両の走行に伴う道路交通振動も同様の 2 地点で予測しており、昼間 46 dB～49 dBとなっており、評価の指標とした規制基準を下回っております。

続きまして、4 ページ、工事の完了後の施設の稼働に伴う騒音になります。騒音の最大値出現地点は、計画地の東側敷地境界に出現し、騒音レベルは 50 dBと予測されました。夜間に運転した場合も含め、全ての時間帯において評価の指標とした規制基準を下回っております。

施設の稼働に伴う振動の最大値出現地点は、計画地北側敷地境界に出現し、振動レベルは 32 dBと予測されました。こちらも夜間に運転した場合を含め、全ての時間帯において評価の指標とした規制基準を下回っております。

続いて、施設の稼働に伴う低周波です。施設の稼働に伴う G 特性音圧レベルの予測結果は、81～91 dBであり、評価の指標とした低周波の感覚閾値である 100 dBを下回っております。

また、1/3 オクターブバンド平坦特性音圧レベルの予測結果は 51～75 dBであり、こちらも評価の指標とした「建具のがたつき閾値」70～99 dBを下回っております。

よって、施設の稼働に伴う低周波音の影響は小さいと考えます。

続きまして、搬出入車両の走行に伴う道路交通騒音の予測結果です。廃材等は 24 時間受け入れる計画のため、昼間及び夜間について予測・評価を行っております。昼間 2 地点の予測結果は、昼間 69 dB、夜間は 65～66 dBであり、夜間において江戸川区側の 1 地点で評価の指標である環境基準を超過しております。なお、評価の指標を超過した地点の夜間における現況騒音レベルは 66 dBと、環境基準を超えており、搬出入車両に伴う騒音レベルの増加分は 0.1 dBと、1 dB未満のため、現況の騒音レベルを著しく増加させることはないと考えております。

続きまして、搬出入車両の走行に伴う道路交通振動の予測結果です。昼間 46～49 dB、夜間 45～47 dBということで、全ての時間帯において、評価の指標とした規制基準を下回っております。

続いて、5 ページ、工事の完了後の「景観」になります。工事の完了後の主な建築物等は、破碎処理施設、再生製品ヤードであり、基本的な景観構成要素の変化はなく、地域景観の特性の変化の程度は小さいと考えます。

また、建築物等は江戸川区景観計画に定められた景観形成基準に基づき、周辺の建物群のスカイラインに調和した高さ、外観意匠、色彩とすることで、周辺の環境に調和した景観を創出できることから、眺望に大きな変化を及ぼさないと考えております。

続きまして、「廃棄物」です。工事の施行中における主な廃棄物は、建設発生土、コンクリート等となります。コンクリートは既存施設において再資源化を図ります。その他の廃棄物は発生抑制に努めるとともに、民間の産業廃棄物処理施設に搬出し、可能な限り再資源化を図ります。また、破碎処理施設等の建設に伴う建設発生土は、一部は埋め戻しに利用し、残りは改良土施設で処理できない量となった場合は、建設発生土受入地の受入基準に適合することを確認の上、搬出いたします。

また、既存破碎施設等の解体・撤去に伴って発生する主な廃棄物は、コンクリート、金属くず等となります。コンクリートは整備後の破碎処理施設において再資源化を図り、金属くずは全量、有価物として回収業者へ搬出いたします。

なお、再資源化できない廃棄物については、産業廃棄物としてマニフェストにより、適正に処理・処分したことを確認します。

続いて、6 ページの非飛散性アスベスト廃棄物についてです。既存の建屋外壁においてアスベスト含有建材の使用が確認されているほか、既存破砕処理施設の稼働中に確認できない箇所については、解体工事前にアスベストの使用の有無を確認し、アスベストの使用が確認された場合は、環境法令に基づき必要な措置を講じ、適切に処理いたします。

最後に、「温室効果ガス」です。整備後の破砕処理施設においては、電気の使用により約489t-CO<sub>2</sub>/年の温室効果ガスを排出すると予測します。削減量は既存破砕施設の最大受入量当たりの温室効果ガスの排出量を原単位として算出した温室効果ガスの排出量と比較し予測いたしました。既存施設の排出量原単位から算出した温室効果ガスの排出量は 520t-CO<sub>2</sub>/年であり、高効率設備を導入することで、温室効果ガスの排出量は 6%削減されると予測しております。

また、施設内の緑化により、二酸化炭素の吸収量の増加を図るほか、LED 照明の導入によりエネルギー使用量を削減するなどし、施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出量を可能な限り削減できると考えております。

以上で、5 項目全ての説明を終わります。事業者としては、これまで説明させていただいたとおり、環境への対策を行うことで、本事業における工事の施行中、及び工事の完了後における環境負荷への影響を小さくしてまいりたいと考えております。

説明は以上になります。

○宮越部会長 事業者の皆様、ありがとうございました。

では、ただいまの御説明について委員の方から御質問や御意見はございますでしょうか。発言される際は最初にお名前をお願いします。いかがでしょうか。

○袖野委員 御説明どうもありがとうございました。

2点ございまして、1つは、都民の方からの御意見を見ますと、現在、粉じんであったり騒音で被害を受けているというような御意見があるのですが、この中で、「黒い粉じん」という記述が気になりまして、今回の事業で、この破砕施設等が屋内に移転するということで、粉じん被害については、騒音も軽減するのではないかとということが期待されるのですが、この「黒い粉じん」について何か思い当たる点はございますでしょうか。発生源ですね。

2点目は、既存施設のあったところの跡地利用について事前説明のときに、特に跡地についての利用は考えていないというお話だったのですけれども、既存施設があった場所につい

では今後どういった計画があるのか分からなかったので、御説明を頂きたいと思います。ただの空き地として置いておくのか、舗装などをきちんとされるのか。温暖化のところで緑化を行っていくという記述があったのですが、緑化などを行っていくのか。そういった点について御説明を頂ければと思います。よろしくお願いします。

○事業者 回答させていただきます。

「黒い粉じん」についてなのですが、現時点で「黒い粉じん」というものがどういうものを示しているのか、正直、事業者としても分からない部分がありまして、砂の部分で粉じんというのは出ているのですが、以前、北側の施設というのは油脂工場がありまして、その影響で油の成分として黒煙が出ていたことはあったのですが、現時点で「黒い粉じん」というものが出ているというのは、事業者としては把握していないので、過去のことも含めておっしゃっているのかなと考えて、今はおります。ただ、粉じんが発生しているということは理解しておりますので、今は散水等でなるべく抑えるようには努めております。

あと、跡地利用についてなのですが、南側の解体工事後は現在、計画地の中心部分にあるアスファルトプラント施設があるのですが、その移設というものを今予定しております。ただし、まだ具体的な計画までは至っておりませんので、具体的な計画が出た段階で、同じような手続に入っていくと思うのですが、今の時点ではそういうことを考えているということまで留まっております。

○袖野委員 そうしますと、「温室効果ガス」のところで施設内の緑化というふうに記述されているのですが、具体的に新しく緑化するような面積とかそういったものはあるのでしょうか。

○事業者 こちら(30 ページ)が緑化計画図になります。敷地の北側の車両出入口付近のところにまず緑地を配置します。それと、再生製品ヤード、こちらは屋根掛けのヤードになるのですが、こちらの屋上に屋上緑化をする計画となっております。

○袖野委員 御説明ありがとうございました。

○宮越部会長 ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。水本委員、お願いいたします。

○水本委員 水本です。よろしくお願いします。

計画書の中で、最初の評価書案の 16 ページと 17 ページに既存の配置図と新規の配置図が載っていきまして、この図でもいいのですが、タイヤ洗い場というのが既存と新規で解体しないような記述になっていたのですが、これについてお聞かせ願いたいのですが、これは既存

のまま生かされて次に使うということなののでしょうか。住民の方からの質問への対策として、「タイヤ洗い場を設置して」という記載があったのですが、もともと既存にもそれはあると書かれているので、新しい対応としてやられるのか、それとも、そのまま以前からのものを使っているのかということが、私のほうで分からなかったので、お聞かせ願いたい。まずそれが1点です。

もう1つは、騒音についての日中の8時間の稼働ということの考え方なのですが、8時から17時までというふうに書かれていたのですが、それを連続運転と書かれていると、9時間のようにも見えるのですが、その表記の仕方については24時間の中の8時間というふうに書かれていた箇所もあって、そういうような書き方のほうが誤解は少ないのかなと思ったので、お聞かせいただきたいと思います。

○事業者 タイヤ洗い場についてなのですが、こちらが既存施設の配置図になります。現在、「資材置場」と書いてある北側のところにタイヤ洗い場が設置されていて、そこを通過して出ていく形になっております。新施設整備後は、新たに北側のほうが出入口になりますので、こちらにタイヤ洗い場をつくるという形になります。

○水本委員 そうしますと、13ページに、新たに建物が建ったときに解体する部分には下線が引いてあるのですが、上の欄にあるタイヤ洗い場というものと、下の表6-1(2)にあるタイヤ洗い場というのは別のものと考えたほうがいいのかということですね。

○事業者 そうですね。

○水本委員 分かりました。そこが分かりづらかったので、というのと、新しい対策として「タイヤ洗い場」という文言が出てきますので、そうしますと、この効果というのは同じぐらいの程度というふうに考えたほうがいいですか。

○事業者 今の現状のタイヤ洗い場というのは、水たまりみたいな場所、そこに入って通過していただけなのですが、新しいものは、もう少しタイヤを洗うみたいな。

○水本委員 では、別のもので、能力は上がるということを書かれていたほうが、後に対策として対応が出てくるのですけれども、同じものであれば、なぜ対応としてこれが書かれていたのかなというふうに疑問に思ってしまったので、そのあたりは、はっきり書かれたほうがいいのかと感じました。

2点目の8時間についてすみません。

○事業者 8時から17時で、お昼の12時から13時は休憩という形でお昼休みをとることになりますので、そういった意味で8時間になります。

○水本委員 そうすると、8時から17時の中のという、24時間のところでそういうふうにかかれていたのですが、そのほうが誤解がないような表現になるかと思うのですが。

○事業者 そうですね、表現のところは少し改めるようにいたします。

○水本委員 はい。おそらく受け手側としては時間帯というのは気になる場所であると思うので、はっきり示されたほうがいいかなと感じました。

以上です。

○宮越部会長 ありがとうございます。

事業者の方、対応をお願いいたします。

○事業者 はい。

○宮越部会長 ほかに、御意見や御質問はございますでしょうか。廣江委員、お願いいたします。

○廣江委員 私からも時間帯について伺いたいのですが、「騒音・振動」のところで、時間帯で規制値が変わるというのは当然なのですが、運転時間帯というのは、完成後は昼間しか絶対に動かないという想定でしょうか。それとも、時によっては夜間にも動くものなのでしょうか。これがまず1点目です。

それから、区長及び住民の方々からの意見を見ますと、現施設では昼夜を問わず、特に夜にかなり音に悩まされているという記述があり、予測などで一般に行われている工事車両や稼働施設以外のアナウンスであるとか、そのほかのことに対する現状への不満が記載されています。これについて新しい施設では何らかの対策をするということが見解書には書いてあるのですが、何らかの目標値を決めるというようなことはあるのでしょうか。

以上、2点です。

○事業者 夜間の稼働についてなのですが、基本は日中の8時間で考えておりますが、機器のメンテナンス等があるときに夜間に運転する場合もあるということで、確実に月に何回ぐらいやるかということまでは明確にはお示しできないのですが、夜間に稼働することもあります。その場合でも、基本は22時までということで考えております。なので、夜間も動くという可能性もあることから、予測としては全時間帯、同じように動くということで予測して、基準と比較しているという形になります。

それから、スピーカーの音であるかということの苦情についてなのですが、現在見解書に書かせていただきましたとおり、スピーカーについては音量を下げるなどの対策を講じていますが、現在、夜間はスピーカーを使わずに誘導員が誘導するような形で、スピーカー

を使わないようにしております。新施設整備後も同じような形を考えておりますし、整備後はさらに音が発生しないように電光掲示板や通信機器などで誘導することも考えておりますので、夜間についてはスピーカーでの音というのは出てこないと考えております。

あとは、住民の方から意見があるということなのですが、基本的に施設としては夜間は現時点では動いていません。おそらく気にされているというのは、車両の音なのかなとは思っております。場内を走る車両であったり、走行音ですね、その点なのかなと思っております。

遮音壁なのですが、遮音壁の現状の説明をさせていただきたいと思います。評価書の 161 ページに設備機器の配置と遮音壁の絵を描かせていただいております。現状、上が北になるのですが、南側と西側、北側には 10m の遮音壁というものが設置されています。紫色のものになるのですが、ただ、東側のほうが出入口の関係であったりということで、まだ遮音壁が設置されていない状態になっております。今後、施設が整備された後はこちらの 10m の遮音壁が、車両の出入口を除き設置されることになるので、その点では将来的には軽減されるかと考えております。

○廣江委員 ありがとうございます。

何を気にしているかといいますと、同じ音でも、昼聞く音と夜聞く音では全く影響が異なります。夜はわずかな音で睡眠を妨害される。睡眠の妨害は、極端なことを言えば、疾患につながりかねないことも起こり得ますので十分に配慮していただきたいのと、ある時期だけでも動かさなければいけないということなのですが、その時期などは事前に通達されるのでしょうか。できればそういうものも通達することでコミュニケーションをとっていただけたらと思います。これはコメントです。

○事業者 通知についてはどういった形で進められるかというのは今後検討していきたいと考えております。

○宮越部会長 事業者の方、よろしく願いいたします。

ほかに御質問、御意見等はございますか。池本委員、お願いします。

○池本委員 池本です。説明を伺って幾つか感じた点が 3~4 点あるのですが、まず、1 点目は、2 ページ目のところで建設機械稼働中の影響の説明をされていたところで、二酸化窒素のところですか。それが、28%値が二酸化窒素の環境基準をゾーン内の数字で、なおかつ寄与率が 32.4%というので、それで影響は小さいと書いていますが、特に寄与率なのですけど、幾つを境に小さいとか大きいとか言えるという明確な基準はないのだと思うのですが、小さいと言い切るには寄与率は大きいのかなというふうにも感じて、このあたり、もう少し丁寧に

記載したほうがいいのかなど感じたものです。

2点目は、低周波音なのですが、「建具のがたつき閾値」を評価の指標としているのですが、平成20年に環境省から使い方について注意してくださいという事務連絡が出ているのですが、これについては承知の上で使っておられるのかどうかを教えてください。

3点目は、今のオープン型の処理施設に対して建屋で覆うことでかなり外部への環境影響というのは抑制されると思うのですが、一方で内部の作業環境が心配になってきますので、環境影響評価とは観点がずれるのですが、作業環境についてもしっかりと対策をして、働く方に対して働きやすいような環境にしていっていただけるとありがたいと感じました。

4点目は、最近は施設の情報公開と親しまれる施設とか、そういうような方向性も廃棄物処理事業ではある程度大事かなと感じてきていますので、そういった点も踏まえて事業を進めていっていただけるとありがたいと感じました。

○事業者 大気の寄与率についてなのですが、環境基準の中に収まっているということで影響は小さいとしていたのですが、寄与率が32.4%ということで、32.4が小さいかと言われると確かに御指摘のとおりだと思いますので、この表現についてはもう少し評価書の中で工夫していきたいと考えております。

続きまして、低周波の「建具のがたつき閾値」なのですが、こちらについては一度持ち帰って確認させていただきたいと思います。

建屋の内部作業についてなのですが、こちらは建屋の中も当然防じんフィルターみたいなものを用意して、粉じんを吸い込んで中の作業環境というものは当然整えていく形になりますし、現在、8時間運転しているのですけれども、破碎処理施設の能力が以前よりぐんと上がりますので、8時間としてははいますが、常に8時間稼働するというわけでもないで、その点でも時間の部分でも作業員の負担は減るかなと考えております。

情報公開についてなのですが、今後、近隣住民の方からの問い合わせ、要望に対して、問い合わせ窓口のようなものを設置して、意見を聞きながら、どういう意見が出てきたのでこういう対応をするということをしていきたいと考えておりますので、具体的にどういう形で設置するかというのはこれから詳細を詰めていき、また、問い合わせ窓口を設置して住民との対話を保ちながら誠意をもって対応していきたいと考えております。

○宮越部会長 池本委員、いかがでしょうか。

○池本委員 4点目のところで、どんな方法でということはいろいろ工夫していただいて、地域の一員としてどのように参加していけるのかということも考えていただけたらいいのか

なと思いました。これはコメントです。以上です。

○宮越部会長 ではほかに。日下委員、お願いします。

○日下委員 日下です。前の施設に比べて新しい施設は遮音壁を10m付けたり、そもそも、建屋の中で作業を行うということで、「大気汚染」については随分改善されるのではないかと期待できるのですが、それでも、住民の方々は今までの経験上、非常に心配しているので、事業者さんの見解のとおり、窓口を設置して住民の意見を真摯に聞き取って、必要に応じて適切な対策をぜひお願いしたいというのは重ねて申しておきたいと思います。

あと、完成後に搬出入車両がおそらく、中で処理した後の様々なものを運ぶと思うのですが、そのときに当然、SPMとか浮遊粒子状物質が出ると思うのですが、これは予測のところ、特にそんなに寄与率は0.1%、ほとんどないという形になっているのですが、これは運ぶときにカバーしているとかそういうものを想定してこのような計算が行われているのでしょうか。

○事業者 車両についてなのですが、荷下ろしというか、荷物を踏まえての予測というのはなかなか予測の中で組み込むというのは難しいので、あくまでも車両のエンジンから発生するところのSPMの予測になっていて、荷物の部分、廃材等のところは考慮はしていないというのが現状ではあります。ただ、当然、廃材を運ぶ車両についてはシートをかけていただくのが大前提になっておりますので、その部分と、あとはタイヤについては泥も住民の方からいろいろ意見は頂いておりますので、構内を走ったものについては必ずタイヤ洗い場を通過して出ていくという形で、あまり砂ぼこりが出ないような計画としております。

○日下委員 分かりました。今まで、従来と違って建屋で作業を行うので、そこについては大丈夫だと思うのですが、その分、搬送の回数が増えたり、今パフォーマンスも上るという話だったので、その辺は住民の方はもしかしたら心配するかもしれないので、ぜひ対策をよろしくお願いします。

○事業者 はい。

○宮越部会長 ほかに御意見、御質問等はございますか。

では、私から質問させていただきます。騒音についてなのですが、先ほど廣江委員から御質問があって、それでお答えを伺っていて、1点教えていただきたいことがあるのですが、都民の意見書でも意見があったと思うのですが、スピーカーの音について現在ではスピーカーの位置を低くするとか、夜間は誘導員にするとか、そういった対応を行っているという御説明を頂いたと思います。見解書によると、そのほか電光掲示板にするとか、あと、騒音を発生

しない通信機器を利用するという説明が書かれていますが、そういった対策については、スピーカーの音の対策については環境影響評価書案の中に何か書かれていませんか。この点を教えていただきたいのですが。

○事業者 評価書案の中にはスピーカーの音までは現時点では記載しておりません。評価書の中で入れるということも検討していきたいと思います。

○宮越部会長 環境保全の措置などで関心の高い事項で大事だと思いますので、ぜひ御検討いただけたらと思います。

○事業者 保全措置のほうに入れるような形で対応したいと思います。

○宮越部会長 ほかに御意見、御質問等ございますか。

○池本委員 先ほど1つ聞きそびれたのですが、今回の事業で、これまでもそうかもしれないのですが、災害廃棄物処理に関して何か計画内で関わっていかれるようなものはあるのでしょうか。

○事業者 災害のものというのは、受け入れについては決まりがあるところもありますので、そのときにどうするかという状況になると思いますので、現時点では受け入れられる状況ではないということになっております。

○池本委員 分かりました。確認だけなのですが、協定など、既に平時でも結んでいる場合もありますので、どうなのかなというのを確認させていただきました。

○宮越部会長 事業者の方から補足の説明はございますか。

○事業者 災害に関しましては、今、消防署と、自家給油がありますので、その辺で大型車両について協定という形では結んでいます。

○事業者 以前、3.11のときに皆様、車の燃料、重機の燃料とか軽油とか、そういったときに非常に苦労したと思うのですよ。そのあとに、うちのほうで自家給のスタンドがあるので、緊急時には軽油燃料のほうを、業務的に何かあれば使っていただくということで消防署と連携しています。

○宮越部会長 池本委員、いかがですか。

○池本委員 そうすると、処理に関しては特に協定など結んでいなくて、燃料の点で結んでおられるという認識でよろしいでしょうか。

○事業者 そうです。

○池本委員 分かりました。ありがとうございます。

○宮越部会長 ほかに、御質問、御意見等ございますか。環境影響評価の項目に記載されて

いる内容で、例えば「景観」について御担当の宗方委員から何か御意見、御質問等もしありましたらお願いします。

○宗方委員 こちらの方で、所定の規定に則ってデザインに配慮していただくと書いてあって、基本的に異論はございませんけれども、無機質なものがどーんと出ることになり、色としてはおとなしめであっても、無機質なものが横一列にあるというのは決して景観的には望ましくないことも多々あったりもします。現場で拝見しまして、どうしても横一列になるものだと思うのですが、マリーナもありますし、23区内で唯一の島の風景ということで望ましいデザインを御検討頂ければと思います。

○宮越部会長 ありがとうございます。

事業者の方はいかがですか。

○事業者 今、まだ検討中ではあるのですが、壁面緑化ということも検討はしているところなので、なるべく住民の方にそういった圧迫というか、違和感がないような形というのは検討していきたいと考えております。

○宗方委員 緑化ということでもう少しコメントさせていただきますと、単純に壁面を単にツタが覆うだけというのは比較的評価が悪いのですね。屋上緑化みたいに樹木が並ぶというのとまた違って、壁面に一面にツタが覆うというのは意外に評価が悪いので、単純に全部ツタで覆えばいいかということ、廃墟感が出るみたいなことがあるのかもしれませんが、周りの植栽との組み合わせなども考えながら御検討頂ければ、よりよいものになるのではないかと思います。

○事業者 現時点ではどういう形にするかというのは検討中ですので、当然そういった御意見を伺いながら対応していきたいと思っております。

○宮越部会長 ほかに、委員の皆様から御意見、御質問はございますか。

では、ほかに御発言がないようですので本日の審議を終了させていただきます。次回は総括審議に向けた審議のまとめとなりますので、どうぞよろしく願いいたします。

事業者の皆様、ありがとうございました。事業者の方は退出してください。

(事業者退出)

○宮越部会長 では、次の議題に進みます。

○宮越部会長 次に、次第3の「(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。

まず、審議の進め方ですが、環境影響評価の項目数などから、審議は今回を含めて3回と

する予定です。今回と次回の2回で審議を行い、次回の2回目に審議結果を取りまとめて、3回目は総括審議となります。また、事業者の参加は今回と次回の2回となります。本日の1回目では、委員の皆様には確認したい点や疑問点などについて質疑を行っていただき、十分に議論していただきたいと考えております。では、皆様、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から資料の説明をお願いします。

○宮田アセスメント担当課長 宮田から説明させていただきます。

資料3を御覧いただきたいと思います。「(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の意見。

「1 意見書等の件数」については、都民からの意見書は0件、関係区長からの意見は江東区長の1件、合計1件でした。

「2 関係区長からの意見」です。江東区長からは、全体的な意見と評価項目に関して「大気汚染」「悪臭」「騒音・振動」「土壌汚染」「水循環」「景観」「廃棄物」「温室効果ガス」について意見がございました。

幾つか御紹介させていただきますと、「悪臭」についてですが、施設の稼働に伴う悪臭の漏洩について工事完了後において悪臭の発生可能性がある作業は全て施設内で行うとのことだが、車両の出入り時等を含め、外部への悪臭の漏洩がないように作業し、周辺環境の保全に努めることという意見がございました。

ページを進んでいただきまして、「廃棄物」についてですけれども、施設の稼働に伴う改質固化処理プラントから発生する廃棄物排出量について、処理能力の増加（増加率184.1%）に伴い、廃棄物排出量は年間約7万t増加することとなることから、廃棄物排出量の抑制のため、より一層の再資源化率向上に努めることという意見がございました。

「温室効果ガス」についてなのですが、バイオマス発電、地中熱利用及び太陽光発電によって約2,600t-CO<sub>2</sub>/年の削減量を見込んでいるとしているが、温室効果ガスの削減において発電量、地熱利用量につき、温室効果ガスの発生量と同様、算出の根拠を求めるなどの意見がございました。

なお、事業段階関係区長からの意見については、事業者から見解が示されており、見解については、本事業の見解書という冊子にまとめておりますので、詳しくはそちらを御覧いただきたいと思います。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○宮越部会長 では、委員の皆様、御質問等がございましたらお願いします。なお、事業内容や評価書案に関する質問については、この後、事業者から説明を行っていただきますので、その後をお願いします。いかがでしょうか。——特に御発言がないようですので、次に、事業者の方から各選定項目の予測・評価について御説明をお願いします。

○事業者 それでは、評価書案の内容について説明させていただきます。

まず、事業概要について簡単に説明の後、各項目の評価の結果について説明させていただきます。

まず、1 ページ目、「対象事業の内容及び概略」につきまして、本事業は計画地内において稼働中である既存の改質固化処理プラントと計画地南側近隣で稼働中の廃水処理プラントを更新することを目的として、計画地内において改質固化処理プラントの建替えと廃水処理プラントの新設を行う計画となっております。

所在地は、東京都江東区新砂三丁目。14 ページに示しておりますが、計画地は江東区の臨海部に位置しておりまして、こちらで既存の改質固化処理プラントが稼働しております。周辺には東京都水再生センターなどの工場、事業場があるほか、西側は運河に面しております。

用途地域につきましては、15 ページにお示ししておりますとおり、工業専用地域内に位置しており、住宅等の配慮施設は周辺にはございません。最寄りの配慮施設としましては、準工業地域内になりますが、北東側に約 400m 程度離れた場に都立東部療育センターが位置しております。

1 ページ目に戻ります。各施設の処理能力は 1 ページ目の表に示すとおりで、改質固化処理プラントについては主に薬注固化処理、機械攪拌処理、廃水処理プラントにつきましては生物処理、中和処理により処理を行います。

施設の稼働時間は 1 日 24 時間稼働で、改質固化処理プラントの脱水設備のみ 8 時間稼働となっております。

工事予定期間は、改質固化処理プラントが 2022 年度～2024 年度、廃水処理プラントが 2024 年度～2028 年度と計画をしております。

続いて、環境影響評価の予測及び評価の結果について説明します。選定した項目は、「大気汚染」「悪臭」「騒音・振動」「土壌汚染」「地盤」「水循環」「景観」「廃棄物」「温室効果ガス」の計 9 項目になります。

まず初めに「大気汚染」につきまして、工事の施行中につきましては建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う排出ガスにつきまして、工事の完了後については施設の稼働、関連

車両の走行、また船舶の航行に伴う排出ガスについて予測しております。予測対象については、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質を基本としまして、施設の稼働については二酸化硫黄及び一般粉じんを、船舶の航行については二酸化硫黄を対象に加えております。

まず、建設機械の稼働に伴う排出ガスにつきまして、予測は長期平均値及び短期平均値について行っております。長期平均値の評価の結果は、二酸化窒素で 0.04887ppm、浮遊粒子状物質で 0.06353 mg/m<sup>3</sup>。短期平均値の評価の結果は、二酸化窒素で 0.167ppm、浮遊粒子状物質で 0.078 mg/m<sup>3</sup> で、いずれも環境基準を下回っており、評価の指標に適合しております。

続いて、工事用車両の走行に伴う排出ガスにつきまして、予測及び評価は、計画地周辺道路の 6 断面で行っております。評価の結果は、いずれの断面においても環境基準を下回っており、評価の指標に適合しております。

続いて、施設の稼働に伴う排出ガスにつきまして、予測は廃水処理プラントに設置するボイラー、熱風乾燥炉、発電機を対象に大気拡散式により行っております。評価の結果は、長期平均値及び短期平均値ともに、いずれの物質も環境基準等を下回っており、評価の指標に適合しております。

施設の稼働に伴う一般粉じんについては、発生源として主に改質固化処理プラントへの廃棄物の搬出入時、機械攪拌の際、そういった作業時が考えられますが、集じん機の設置や撒水等の実施により、評価の指標とする環境確保条例に定める基準に適合しているものと考えております。

続きまして、関連車両の走行に伴う排出ガスにつきまして、予測及び評価は、工事用車両と同様に 6 断面で行っております。評価の結果は、いずれの断面におきましても環境基準を下回っており、評価の指標に適合しております。

続いて、船舶の航行に伴う排出ガスにつきまして、予測は、計画地周辺の船舶の航行経路周辺を対象に行っております。それにつきましても、評価の結果はいずれも環境基準を下回っており、評価の指標に適合している状況になっております。

続いて「悪臭」につきまして、予測は、施設の稼働に伴う脱臭設備からの悪臭と悪臭の漏洩について行っております。脱臭設備からの悪臭については、大気拡散式により臭気指数の予測を行っており、予測の結果、臭気指数は全ての気象条件で 10 未満という結果で、臭気指数 13 以下とする評価の指標に適合しております。

悪臭の漏洩については、既存施設における臭気指数の現地調査結果は、規制基準である臭気指数 13 を下回っていること、また、既存の改質固化処理プラントについては廃棄物の受

入、保管、改質固化処理は全て建屋内で実施していること。改質処理プラントについては既存の廃水処理プラントと同様に、悪臭の発生の可能性のある作業は全て建屋内で行うことから、悪臭の漏洩は防止できるものと予測し、施設の稼働に伴う悪臭の漏洩は臭気指数 13 以下とする評価の指標に適合するものと考えております。

続いて「騒音・振動」につきまして、工事の施行中は建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う騒音・振動について、工事の完了後におきましては施設の稼働、関連車両の走行に伴う騒音・振動について予測をしております。

まず、建設機械の稼働に伴う騒音・振動につきましては、敷地境界における建設機械からの騒音レベルの最大値は、工事の着工後 4 か月目で 75 dB、31 か月目で 66 dB。同じく振動レベルの最大値は工事着工後 7 か月目で 62 dB、31 か月目で 61 dBと予測され、評価の指標とする騒音規制法や振動規制法で定める規制基準に適合しております。

続いて、工事用車両の走行に伴う騒音・振動につきまして、大気汚染と同様の 6 断面を対象として予測を行っております。工事の施行中の道路交通騒音レベルは 62～67 dBと予測され、一部を除く地点で評価の指標とする環境基準に適合しております。一部の地点につきましては、現況交通量による道路交通騒音レベルが常に評価の指標となる環境基準を上回っており、工事用車両の走行に伴う騒音の増加レベルは 0.1～0.2 dBとなっております。

道路交通振動レベルの最大値は、昼間で 37～45 dBで、夜間 33～44 dBと予測され、こちらは全ての地点で評価の指標とする環境確保条例に定める規制基準に適合しております。

続いて、施設の稼働に伴う騒音・振動、低周波音につきまして、予測は廃水処理プラントで稼働する設備機器と改質固化処理プラントで稼働するバックホウ及び集じん機等を対象に行っております。騒音レベルの最大値は、敷地境界で 67 dB、振動レベルは最大値で 60 dBであり、それぞれ評価の指標とします運転管理基準に適合しているという状況です。また、低周波音については、G 特性音圧レベルの最大値は東側で 74 dB、1/3 オクターブバンド音圧レベルは 50～66 dBと予測し、評価の指標とする ISO-7196 に示す感覚閾値や「建具のがたつき閾値」に適合しております。

続いて、関連車両の走行に伴う騒音・振動につきまして、工事用車両と同様の 6 断面を対象として予測を行っております。

工事の完了後の道路交通騒音レベルは、昼間で 62～70 dB、夜間で 54～67 dBと予測され、一部の地点を除いて評価の指標とする環境基準に適合しております。工事用車両と同様になりますが、一部の地点については現況交通量による道路交通騒音レベルが常に評価の指標を

上回っております、関連車両の走行に伴う騒音の増加レベルは 0.1～0.5 dB程度となっております。

道路交通騒音レベルの最大値につきましては、昼間で 37～45 dB、夜間で 33～45 dBと予測し、こちらは全ての地点で評価の指標とする環境確保条例に基づく規制基準に適合しております。

続いて「土壌汚染」につきまして、予測は、汚染土壌の掘削、移動等に伴う土壌への影響の内容及び程度について行っております。

既存施設においては、特定有害物質を含む薬品等の取扱いはなく、雨水は雨水貯留槽へ集水し、下水排除基準以下の水質で公共下水道に放流していることから、既存施設に起因する汚染のおそれはないものと考えております。ただし、既存資料調査の結果、計画地内の土壌については埋立地の造成に用いられた浚渫土壌に由来する汚染の可能性が考えられることから、工事の前には土壌汚染状況調査等を実施し、汚染が確認された場合には関係法令に基づき適切に対策を講じてまいります。このことから、新たな土地に土壌汚染を拡散させないこととする評価の指標に適合するものと考えております。

続いて、「地盤・水循環」につきまして、予測は掘削工事に伴う地盤への影響、掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化に伴う影響、地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化に伴う影響、工事の土地の改変に伴う地表面流出量の変化について予測を行っております。

まず、掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び程度につきましては、掘削工事に先立ちまして、剛性、遮水性の高いSMW やシートパイル等による山留め壁を構築すること。また、工事進捗に応じて切梁支保工等により、山留め壁側面への土圧・水圧に対する補強を行うなどにより、地盤を安定させることから、影響は小さいものと考えております。

続いて、掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化につきましては、こちらも遮水性の高いSMW による山留め壁の構築やディープウエル工法による排水を行うことにより影響が考えられるものの、掘削工事を行う期間は限定的であること、また、計画地の地下水は周辺の潮位と高い応答性が見られ、地下水水位は速やかに回復するものと考えられることから、計画地周辺における地下水水位への影響は小さいものと考えております。

また、地下構造物の存在に伴う影響につきましても、こちらの周辺の地下水は面的な広がりをもって流れており、それに対して地下構造物が局所的であること、また、地下水は地下構造物の周囲を迂回して流れると考えられることから、地下水への影響は小さいものと考え

ております。

続いて、地表面流出量の変化につきましては、江東区の雨水流出抑制対策実施要綱に基づき、既存の雨水貯留施設に加え、新たに雨水貯留施設を設置し、基準抑制対策量を上回る対策量を確保すること。また、計画地内に緑地等の浸透域を確保し、雨水の自然浸透を図ることから、事業の実施に伴う地表面流出量の変化は小さいものと考えております。

以上から、地盤及び水循環におけるそれぞれの評価の指標に適合するものと考えております。

続いて、「景観」につきまして、本事業に伴い廃水処理プラント、改質固化処理プラントといった建築物の設置に伴う影響が考えられますが、敷地の外周部や建物屋上には「江東区みどりの条例」に定める緑化基準を遵守した緑地を設ける計画であること。また、代表的な眺望地点からの予測においても、眺望の変化はほとんど見られず、周辺の景観と調和が図られていると考えられることから、眺望に著しい影響は与えないこと等の評価の指標に適合するものと考えております。

続いて、「廃棄物」につきまして、予測は、工事中及び工事の完了後を対象に行っております。

工事に伴う廃棄物につきましては、既存建物等の撤去に伴う廃棄物の量は約 1,900t、建設工事に伴う廃棄物の総排出量は 212t、建設工事に伴う発生土量は約 1 万 8,000m<sup>3</sup>、発生汚泥量は約 1 万 2,000m<sup>3</sup>と予測しており、建設廃棄物のうち、再資源化できないものについては、運搬・処理の許可を得た産業廃棄物処理業者に委託して、適切に処理・処分いたします。

また、工事の完了後における廃棄物の総排出量は約 19 万 t と予測しておりますが、廃水処理プラントにつきましては全量再資源化、改質固化処理プラントにつきましても可能な限り再資源化を図る計画であることから、各種の法令等に定める事業者の責務等を遵守できるものと考えております。

最後に「温室効果ガス」につきまして、先に評価書中の誤植について訂正させていただきますが、現在お示ししております 8 ページ目表中にあります①工事の施行中ということで表記をしておりますが、予測は工事の完了後における影響について行っておりますので、評価書の段階で訂正させていただきます。

計画施設につきましては、電気、軽油、都市ガスの使用及び有機性汚泥の処理によって、年間約 4,602t の温室効果ガスが生じると予測しておりますが、バイオガス利用、地中熱利用及び太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用により、年間 2,600t の温室効果ガスの削減

を見込んでおります。この削減量を見込んだ温室効果ガスの排出量は最終的に年間約 2,002 t と予測しております。

さらに、LED の照明の導入等の省エネルギー対策を講じていくことから、「地球温暖化対策の促進に関する法律」等に定める事業者の責務を遵守できるものと考えております。

事業者の説明は以上になります。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、委員の皆様、御質問等がございましたらお願いいたします。まず、発言される際は最初にお名前をお願いいたします。いかがでしょうか。廣江委員、お願いします。

○廣江委員 御説明ありがとうございます。

「騒音・振動」について伺う前に確認したいのですが、この施設は 24 時間稼働ということなのですが、船で何かを運び入れることになっていますが、船というのはどれくらいの頻度で来るのでしょうか。なぜ聞くかといいますと、船の音の影響を評価していないようなのですが、その評価しなかった理由も併せてお伺いしたいと思ひまして質問しました。よろしく申し上げます。

○事業者 船舶による廃棄物の輸送なのですが、こちらは施設内の持ち込み側ではなくて、車両等で受け入れた廃棄物、汚泥を処理した後のものを、こちらの事業所からはしけに積み込んで引き船で引っ張って行って 12 号泊地というエリアで 1,500t 級のバルク船に積み替えて、地方の最終処分場等へ輸送するという事で、積出側の事業になります。

本船積み替えのほうは、多いときで 1 日 1 便、通常ですと、今の既設のプラントでも 3 日に 1 船ですとか 1 週間に 1 船という話なのですが、こちらに対して積み替えを行うはしけなのですが、大体 1 船に対して 3 隻、4 隻で 500m<sup>3</sup> が 3 杯というような頻度になっております。

○事業者 評価書案の 37 ページに搬入車両の計画等々がありまして、こちらにあるとおり、船舶に関しましては既存でも 1 回、供用後も 1 回ということで、まず、環境要因的には非常に小さいということが 1 点。

それから、先ほどルートが出ていましたが、基本的には非住居の運河の中を通過していきますし、現状と変わらないということで、項目から除外する形になっております。

○廣江委員 そのことについて、どこかに記載はございますか。といいますのは、船についての影響を環境影響評価でしないと決まっているわけではなく、必要に応じて、発生するものが、その地域の環境基準に対して影響を与えないかというのも影響評価のアセスの 1 つの目的になりますので、もし今言われたように、1 日 1 便であっても、係留中に例えば船が音

を発生しているような状況で常に泊まっているのであれば、その影響は十分小さいです。非住居ということなので安心しましたが、小さいですというようなことも重要な情報になりますので、もしそのような検討がなされているのであれば、できればどこかに書いていただくと、他の案件にも参考になりますので、御検討頂ければと思います。

○事業者 承知いたしました。選定項目のところの「騒音・振動」の欄に、船舶の騒音について選定しない旨の、今おっしゃっていただいた理由を追記させていただきます。ありがとうございます。

○宮越部会長 ありがとうございます。

ほかに、御質問、御意見、委員の皆様からございますか。

○池本委員 池本です。幾つかあるのですが、1 つは、事業計画の理解で、以前もお聞きしたような気がするのですが、27 ページにフローを示していただいているのですが、改質固化処理プラントの中で処理としては改質固化とあと脱水工程があると思うのですが、この脱水の部分が明記されていないので、どのところでもおそらく前処理みたいなものがあるのかなと思うのですが、そのあたりについて教えていただきたい。

それから、今度は「廃棄物」のほうなのですが、309 ページ、310 ページなのですが、309 ページの下段の表では、建設工事に伴う発生量、処理処分量が出ているのですが、これは積み上げでやられているということなのかを確認させてください。というのは、他の事業では多くは、この上の表はそうかもしれないのですが、その目標値を定めて、目標値に対してもそれをやっていきますというような予測が多いのですね。積み上げではなくて。これで見ると再資源化率のところの数字が低くて、下のほうに書いてある「東京都建設リサイクル推進計画」に合致していないのではないかという気がしていて、そのあたりはどのように整合を図っていくのかというのが気になったので教えてください。

それから、310 ページですが、表 8.8-12 ですが、改質固化処理プラントで再資源化率が 20% となっており、あとは最終処分となっていますが、そうすると、改質固化処理の主な目的が、最終処分するためのもののような感じになっているのですが、そういった理解でいいのか。もう少し再資源化できるような量は上がらないものなのかというのが気になったところです。教えていただきたいと思います。

○事業者 回答させていただきます。まず、310 ページの施設の稼働に伴う廃棄物の発生量についてなのですが、固化処理プラントは既存の事業でもリサイクルは非常に難しいもの、なおかつ管理型処分場がそのまま受け入れるには、水量規定が変動性のあるものについて安

定化を図って、管理型処分場に中間処理後物として搬出する、そういった中間処理機能の施設として稼働しています。ですので、今の委員の御理解でいただければと存じます。

あと、戻りまして、27 ページのフロー図なのですが、固化処理施設、固形汚泥を処理するフローの中の脱水なのですが、これは水気が多いものについて、まず固液分離を果たしてから固形分について水分を除去する、固液分離を図った上で、水はそのまま成分が横に流れていって、下水放流までの廃水処理に向かう。脱水機によって分離された固形分が、そのほかの含水率が低いものと同時に処理されていく、こういったフローを含んでおりますので、御理解頂ければと思います。

○事業者 309 ページで御指摘がありましたとおり、ここについては原単位による積み上げ型になっております。したがって、これから施工業者に対しては、この数字を、最低これ以上はリサイクル率を設けられるように徹底していきまして、その結果については、それ以上を目指す結果を事後調査の中で明確に示していきたいと考えております。

○池本委員 1 点目、2 点目については承知しました。

3 点目なのですが、これは東京都建設リサイクル推進計画との整合というのは図れているのでしょうか。

○事業者 数値自体がということですか。

○池本委員 そうですね。

○事業者 推進計画自体に数字がどれだけ出ているというのが分からないので、確認させていただきます。

○池本委員 はい、お願いします。

○宮越部会長 ほかに御質問、御意見等はございますか。

私から 1 点、よろしいでしょうか。「地盤」と「水循環」に関連して、この事業では地中熱利用が予定されていると思います。大変素晴らしい取組だと思いますので、ぜひお進めいただきたいと思うのですが、その導入に当たっての詳細が評価書案の中には書かれていないと思います。関係区長の御意見の中で見解書の中にも、今後具体的に効果をきちんと想定し算定しますというふうに書かれていますが、その導入に当たっては、例えば環境省が示すようなガイドライン等に沿った措置はなされていますか。

もう 1 点、本地域の、当然、地中熱利用ではクローズドループ式など地下水のくみ上げはないと考えているのですが、そうは言っても、この地域の地下水が塩水なのか、海水の影響を受けているのか、それとも淡水なのかというのは重要な点だと思うのですが、それについ

て事業者さんのお考えをお聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○事業者 回答させていただきます。今回の地中熱利用の方式なのですが、環境省で、例えば展示会などでも地中熱利用の施工業者さんを集められて、グループで展示されているような中の1社さんで、地中の中にポリエチレンのチューブを組み込んで採熱すると。そのポリエチレンチューブの中を熱媒としての冷却水を循環させると言ったものを採用する方向でございます。委員も御承知のように、本地域では地盤が非常に緩いので、地中杭を60m、70m打つというのですが、こちらの杭の中に熱媒として冷却水を循環させるチューブを仕込んでいくということで、建築の構造は確定しておりますので、熱交換チューブの本数も決まっております。採熱量、利用熱量というのは見えてきているといったことでございます。

ただ、建築計画の中でまだ居住区域の衛生空調の詳細の設計途上だったものですから、採熱の利用の量としては、通常の衛生空調設備の冷暖房の基準でおおよそお示ししているという段階だったのですが、建築の設備についてもほぼ固まってきましたので、こちらもお示しできる段階に到達しているのかなと思っております。こちらについては、今、評価書に向けて準備を進めておりますので、お示ししていければと思っておりますので御理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

冷却水は冷媒として循環ということですので、まず冷媒側からの影響はないと考えております。

第2点は、基礎杭の中に仕込む熱媒管であること。熱媒管自体もポリエチレン管の電気溶着で組み込んでいきますので、塩分等の腐食による影響は50年のレベルでいったら、ないといったところで考えております。

○宮越部会長 分かりました。規模は、これから詳細を示していただけるということなので、規模はこれからだと思っておりますけれども、例えば規模に応じては、持続的に運転するためにモニタリング等が求められる場合もあると思っておりますが、そういったときにもガイドライン等に沿って適切に対応いただけるという理解でよろしいですか。

○事業者 当然、モニタリング用の井戸というのは設置したいと思っております。なぜかという、逆に言うと、潮汐に連動した水循環というところが確認されているわけなのですが、そうとはいえ、採熱量が多過ぎると地中熱の回復というところを気にかけていかなければなりませんので、そこについては過剰な採熱にならないように、地中熱の回復をモニタリングをしながらということも考えておりますので、先生の御指導も、そのような形になっていくかと思っております。

○宮越部会長 分かりました。あと、2点目の質問なのですが、地中熱に関してもそうなのですが、現在の地下水の水質について、今回「水質汚濁」は含まれていませんが、地下水の揚水を行うということを考えると、現時点で塩水であるかどうかというのはとても大事なことだと思うのです。今後の影響を評価する上でも大事なことだと思うのですけれども、現時点で本地域の地下水の水質、特に海水との関係というのは、海水が入っているのかどうかというのは評価しますか。

○事業者 地下水の揚水ということは考えておりません。地中熱利用についてはあくまでも冷媒の循環ということで、間接的な採熱の方式でございますので、地下水をくみ上げるということではございません。

○宮越部会長 質問が悪くてすみません。地中熱利用では地下水の揚水はないということは理解できて、それでよいと思うのですが、工事の段階でディープウエルを行うわけですね。

○事業者 はい。

○宮越部会長 そうすると、計画地内の地下水位が下がるわけなのですが、周辺の地下水が速やかに流入して回復するということだったのですけれども、それで例えば海水が入ってしまったら塩水侵入になってしまいますよね。

○事業者 そうです。

○事業者 補足いたします。評価書案の258ページにグラフが出ておりまして、基本的には地下水位が潮位と連動して、あと流れも満ち潮、引き潮に左右されていると、259ページにあると思います。結論から言いますと、ほぼほぼ海水も入っているような現状です。

○宮越部会長 分かりました。地下水に対する海水の影響を把握されているのであれば、それでよいと思います。

ほかの委員の皆様から御質問、御意見等はございますか。特に項目に上げられています、「大気汚染」もしくは「悪臭」「土壌汚染」あと「温室効果ガス」について、御出席の委員の皆様から、それに対しての質問が出ていませぬので、この段階でもしありましたら、ぜひお願いいたします。いかがでしょうか。進めてよろしいでしょうか。――では、ほかに御発言等はないようですので、本日の審議を終了させていただきたいと思ひます。次回は総括審議に向けた審議のまとめとなりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

事業者の皆様、ありがとうございました。では退出してください。

(事業者退出)

○宮越部会長 では、本日予定していた議事は終了しました。

○宮越部会長 ほかに何か委員の皆様から何かございますでしょうか。

では特にないようですので、これで本日の第二部会を終了いたします。皆様、長い時間、  
どうもありがとうございました。

では、傍聴人の方は退出ボタンを押して退出してください。

(傍聴人退出)

(午後0時15分閉会)